

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

病 院 長
(人事課長)

次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号。以下「法」という。）第 12 条の定めにより、職員が仕事と子育てを両立できる働きやすい職場環境をつくることによって、職員全員がその能力を十分に発揮し、病院の発展に資するため、以下のとおり行動計画を策定する。

1 計画期間

2022 年 4 月 1 日から 2027 年 3 月 31 日までの 5 年間

2 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標と対策（継続課題）

目標 1：時間外・休日労働縮減のための措置の実施

《対策》 実施時期：2022 年 4 月 1 日から

特に長時間労働となりやすい若い医師を中心に、全ての職種の労働時間をより適正化していく。医師は月平均 40 時間未満、全職員で月平均 20 時間未満を指向する。適正化委員会（仮称）や働き方改革ワーキンググループ等で対策する。

目標 2：年次有給休暇・リフレッシュ休暇の取得促進のための措置の実施

《対策》 実施時期：2022 年 4 月 1 日から

年休取得率 50%以上、リフレ 100%（3 日）を目標として取得しやすい職場環境を提供していく。

目標 3：子の看護休暇、男性育児休業の取得推進と、不妊治療休暇の導入

《対策》 実施時期：2022 年 4 月 1 日から

非正規職員にも子の看護休暇をより取得しやすく制度を変えていく。男性職員の育児休業のさらなる取得、不妊治療休暇制度の導入も長野市等の動向を注視しながら推進していく。